

平成30年度 第1回

茨 木 市 都 市 計 画 審 議 会
— 会 議 録 —

会 議 録

(敬称略)

会議の名称	平成30年度第1回茨木市都市計画審議会
開催日時	平成30年5月24日(木) 10時00分開会・12時15分閉会
開催場所	市役所南館10階大会議室
会 長	建山 和由
出席者	<p>[委 員]</p> <p>建山 和由、神吉 紀世子、藤里 純子、木村 正文 <以上学識経験者></p> <p>桂 睦子、大野 幾子、岩本 守、稲葉 通宣、山下 慶喜 河本 光宏、中内 清孝、辰見 登 <以上市議会推薦></p> <p>平田 義行、美濃部 慎子 <以上市民></p> <p>(以上、計14名)</p>
欠 席 者	<p>澤木 昌典、秋山 孝正、鈴木 依子、 朝田 充、大村 卓司、長井 順一</p>
事務局	<p>福岡市長、大塚副市長、河井副市長、岸田都市整備部長、 福井都市整備部次長兼都市政策課長、砂金都市政策課参事</p>
議題(案件)	<ul style="list-style-type: none"> ・茨木市都市計画審議会会長の選出について ・茨木市都市計画審議会常務委員会の設置について <p><報告案件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地制度改正に伴う本市の取組みについて ・茨木市立地適正化計画について ・超高層建築物のあり方について
傍 聴 者	9名

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○事務局	ただ今から平成30年度第1回茨木市都市計画審議会を開会する。 開会にあたり、福岡市長からあいさつを申し上げる。
○福岡市長	(あいさつ)
○事務局	本日の出席状況であるが、委員総数20名のところ、出席者は14名となっており、茨木市都市計画審議会条例第7条第2項の規定により、会議は成立している。 また、本日は9名の方が傍聴されている。 本日は今年度1回目の茨木市都市計画審議会のため、委員の皆様を紹介する。 (学識経験者、市民委員、市議会推薦委員を順次紹介) 始めに、今年度の本審議会の会長の選出をお願いする。 本審議会の会長は茨木市都市計画審議会条例第6条第1項の規定により、学識経験者の中から委員の選挙により定める。立候補かご推薦があればお願いしたい。
○木村委員	昨年度の都市計画審議会会長を務めていただいた、建山委員が適任である。
○事務局	他に立候補又はご推薦はあるか。 (他に候補者なし)
○事務局	他に候補者はおられないので、建山委員を会長とすることに賛成の委員は、挙手をお願いする。 (全委員賛成)
○事務局	全委員が賛成であるので、建山委員に茨木市都市計画審議会会長をお願いする。 以後、本審議会の進行を建山会長をお願いする。
○建山会長	会長を務めさせていただくので、協力を賜りたい。また、審議中に何か不明な点があれば適宜質問していただきたい。 さて、茨木市都市計画審議会条例第6条第3項の規定により、会長に事

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○建山会長	故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理することとなっている。ここで、私より代理の方を指名したい。澤木委員にお願いしたいが、本日は欠席されている為、澤木委員には事務局より報告をお願いする。
○建山会長	次に、本審議会における常務委員会の設置についてご審議いただきたい。それでは、事務局より説明をお願いする。
○事務局	(事務局説明)
○建山会長	事務局からの説明は以上である。 常務委員会は、茨木市都市計画審議会条例第8条の規定に基づき、本審議会の権限に属する軽易な事項で、あらかじめ審議会が指定するものを処理するものである。 事務局から、常務委員会で処理する事項として、「生産緑地地区における行為の制限の解除がなされた場合の都市計画の変更に関する調査審議」及び「立地適正化計画策定に係る調査」の2点について、提案があった。 説明を受けて、何か意見や質問はあるか。
○辰見委員	「医療」分野の専門委員に関して、立命館大学には医療関係の学部はあるのか。
○事務局	専門委員には「医療経営」という観点から意見を頂きたい。その為、専門家である肥塚委員に一昨年度から専門委員をお願いしている。
○建山会長	立命館大学に医学部は無いが、病院や医療施設の経営問題に携わっておられる肥塚委員に専門委員をお願いしている。
○辰見委員	命に係わる「医療」が都市計画において最も重要だと考える。医療に携わられている方に議論してもらうことが必要ではないか。
○建山会長	医療に関しては、別途で医療の専門家から意見を頂くことも含めて検討したいと考える。
○建山会長	その他何か意見や質問はあるか。 (意見・質問なし)

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○建山会長	<p>それでは、案のとおり常務委員会を設置することとする。</p> <p>常務委員会の構成については、茨木市都市計画審議会条例第8条第3項において、会長、会長が指名する委員、臨時委員及び専門委員若干名で組織することとなっているため、私から指名させていただく。</p> <p>生産緑地地区についての調査・審議を担当する委員は、学識経験者である神吉委員・藤里委員・木村委員、市民委員である平田委員・美濃部委員、また、臨時委員として茨木市の農業施策に精通している茨木市農業委員会会長の大上委員・茨木市農業協同組合代表理事組合長の岡本委員に、私を加えた8名とする。</p> <p>続いて、立地適正化計画に関する調査を担当する委員を指名する。本常務委員会は審議を伴うものではなく、市が策定予定の立地適正化計画について、専門的な立場からの意見を求められているものである。</p> <p>立地適正化計画について調査を担当する常務委員は学識経験者である、澤木委員・秋山委員・神吉委員・鈴木委員・藤里委員・木村委員、関係行政機関の職員である長井委員、市民委員である平田委員・美濃部委員、一昨年度から継続して専門委員である、紅谷委員・加我委員・肥塚委員に私を加えた13名とする。</p> <p>また、前年度の市民委員であった清水委員・川本委員には、住民という立場で立地適正化計画について様々な意見を頂いた。本年度においては「オブザーバー」という形で引き続き意見を頂く場を設けたいと考える。</p>
○建山会長	次に、報告事項として生産緑地制度改正に伴う本市の取組みについて、事務局から説明をお願いします。
○福井課長	(報告事項について説明)
○建山会長	事務局からの説明は以上である。 本報告事項について、何か意見や質問はあるか。
○河本委員	生産緑地制度改正について、国の意図及び改正に伴う茨木市のまちづくりへの効果について説明願いたい。
○福井課長	<p>今回の法改正は、国土交通省及び農林水産省が連携して都市の中での農地を保全していくという意図がある。</p> <p>本市としては、都市農地を保全することは、無秩序な市街化を抑制し、良好な都市環境の形成に効果があると考えており、制度改正に伴う手続きを進めていく方針である。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○建山会長	次に、報告事項として茨木市立地適正化計画について、事務局から説明をお願いします。
○福井課長	(報告事項について説明)
○建山会長	事務局からの説明は以上である。 本報告事項について、何か意見や質問はあるか。
○辰見委員	本計画について、医療分野に関する記載が無い。24時間対応の救急医療・医療体制について、市はどのように考えているのか。
○福井課長	本計画作成にあたっては、庁内関連課で構成する連絡会議を設けて取り組んでいる。ご指摘の件に関しては、どこまで計画に盛り込めるか引き続き議論していく。
○建山会長	医療政策に関してどの部局が中心となって議論しているのか。
○河井副市長	医療政策については、健康福祉部保健医療課にて検討を行っている。特に本年度は市内の医療資源についての分析に取り組む予定である。
○辰見委員	他市と比べて、茨木市は医療分野に関しては弱い。都市計画の分野であるが、命についての議論がなされていないのはいかがなものかと考える。
○福井課長	担当部署と連携して検討する。
○建山会長	その他に何か意見や質問はあるか。
○中内委員	居住誘導区域から除外されている区域に対する影響はどのように考えているか。
○福井課長	居住誘導区域外において、一定規模以上の住宅開発を行う場合は、市に届出が必要となる。なお、工業地域内で住宅系の土地利用がされている区域は居住誘導区域に含んでいるなど、現存する住宅には大きな影響がないと考える。
○中内委員	「郊外部」の地域について「都市機能維持が困難」とあるが、実際その地域に住まわれている方にとってはどう受け止められるか。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○福井課長	「郊外部」で見られる一団の住宅地は、一斉に高齢化が進行する恐れがある為、居住誘導区域に含めて課題に取り組むというのが市の姿勢である。
○建山会長	その他に何か意見や質問はあるか。
○河本委員	都市計画マスタープランとの整合性はどのように図っていくのか。 また、市民にとって20年後の将来の姿が少しわかりづらいように感じている。具体的な評価方法はどのように考えているか。
○福井課長	都市計画マスタープランと立地適正化計画は綿密な連動が必要であり、2024年度に同時に中間見直しを行う等により、整合性を図っていきたい。 また、本計画の見直しに際しては、20年後の姿をイメージして進捗状況の評価する必要がある。どのような形で評価するかは今後検討していきたい。
○建山会長	本計画を通して、茨木市が将来どのような都市になるのかをイメージ出来ればと考える。
○大塚副市長	今回の立地適正化計画は、将来にわたり市民にどのような暮らしをしていたかだけをポイントにしており、「暮らしやすさのイメージ」を4つ挙げている。本市では、既に居住誘導区域内で様々な施設が身近なところに配置されているので、将来にわたり維持していくことを特徴としている。 もう一つの特徴は、中心部に都市機能誘導区域を設定し、都市機能を誘導することで市民の暮らしがどのように向上し、活動がどのように広がるのかを説明している。まずは市民会館跡地などで「場づくり」にはじまり、多様な人に交流してもらうことで、新たな関係性を生み出すことにつながり、さらにはそれぞれの地域での活動に広がることをイメージしている。
○桂委員	本市は、都市計画マスタープランやランドデザインも取り組んでおり、立地適正化計画は、もう少しハード面や事務的な計画というイメージであったが、実際の素案では、都市計画に関わる人の熱い思いや未来への明るさが表現されている。そのことが、各計画での微妙なイメージの差異を生むことを危惧しており、市民の皆さんに重複している部分はどこかなど、明記して整理する必要があるのではないかと考えている。
○桂委員	アンケートに回答した市民の世代をお伺いしたい。 また、本計画に出てくる「若い世代」という表現を「学生」に限定する

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	と、ターゲットが絞られてしまうのではないか。「次なる茨木」を担う中高生の存在を、本計画に入れる様に検討して頂きたい。
○福井課長	アンケートは 18 歳以上を対象とし、無作為抽出により選定している。回答者の年齢層は 10～20 代が少なく、40～60 代及び 80 代が多いという傾向にあった。
○建山会長	次に、報告事項として超高層建築物のあり方について、事務局から説明をお願いします。
○福井課長	(報告事項について説明)
○河本委員	高さ制限を導入した当時の課題をお聞かせ願いたい。そこを踏まえなければ、今後同じような議論が生じる可能性がある。 次に意見として、平成 17 年に景観緑三法が施行されて以降、景観については議会でも議論になった経緯がある。超高層建築物の建設による景観面への影響については重要な観点と考える。 また、空間全体を含めた公共性を確保する意味で「眺望」は重要な観点であると考えます。高層階に市民用の公共空間として眺望できるスペースを設ける等「眺望権」について何か考えはあるか。
○大塚副市長	まず、高さ制限導入当時の課題として、既存不適格となる建築物を将来建替える際に現在の高さが確保出来ず、住民が住み続けることが出来なくなることが挙げられた。その為、制限の緩和や適用除外の措置を設ける検討を進めてきた。 また、当時の議論としては、いかにして良好な環境を形成するかが重要な観点であり、一定の制限はかけるが事業者から良い提案があれば、その内容に応じて制限の緩和を検討する方向で議論を進めてきた次第である。
○福井課長	「眺望権」については、高層階の利用が市民にとってメリットになるのであれば公共性という視点に盛り込むことも考えられる。
○河本委員	高さ制限導入当時の議論として、高層建築物の周辺住民への対応や影響というものがあったと思われるが、そういった観点ではどうか。
○大塚副市長	当時は、高層建築物の建設により周辺住環境に悪影響が及ぶことを懸念し、高さ制限を設けたという経緯がある。ただし、特例許可による制限の緩和の場合には、壁面後退や空地率の制限により、周辺住民への影響を出

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○大塚副市長	<p>来るだけ少なくする形で進めてきた。</p> <p>今後も同様に技術的な検討は必要ではあるが、超高層建築物の建設による公共公益性は考慮して方針の検討を進めていく。</p>
○建山会長	<p>その他に何か意見や質問はあるか。</p>
○平田委員	<p>超高層建築物のあり方について検討が必要な3つの区域は、一括で事業計画の検討をしていくのか。</p> <p>また、完成したタワーマンションは、市民のために供給するという考えか。</p>
○福井課長	<p>まず、茨木市全体の超高層建築物のあり方についての方針を定め、その後個別の区域について事業の進捗に応じて審議していく流れである。地域と市民にとってプラスになる計画であるということが条件であり、今回の方針の検討における論点として考える。</p> <p>また、多様な住宅の供給が必要と考えるが、将来住まれる方が、市内の方か市外の方かをコントロールすることは難しいと考える。</p>
○建山会長	<p>茨木市民にとって、どのような影響があるかは重要な論点である。周辺の市を参考にする等、情報収集に努めてほしい。</p>
○建山会長	<p>その他に何か意見や質問はあるか。</p>
○藤里委員	<p>先ほどの河本委員の「眺望権」に関する質問について、超高層建築物の計画地周辺の住民に対する権利侵害という意味合いでの「眺望権」という発言であったのか。</p>
○河本委員	<p>市民が、建築物の高層階から眺望するという観点で申し上げた。</p>
○建山会長	<p>超高層建築物については、次回の都市計画審議会でも引き続き議論頂きたい。</p> <p>本日は長時間にわたり、ご審議いただき感謝する。</p> <p>その他、事務局から連絡事項があればお願いします。</p>
○事務局	<p>次回の都市計画審議会は8月頃開催を予定している。また、立地適正化計画の常務委員会は7月27日(金)午前10時15分から開催を予定している。都市計画審議会の日程に関しては、後日日程調整させていただき、追ってご連絡申し上げます。</p>

議 事 の 経 過

発 言 者

議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項

○事務局

事務局からは以上である。

(12 時 15 分閉会)